

定例会議資料	令和3年度実地監査の実施計画について	令和3年4月28日 留置管理課
<p>1 目的</p> <p>留置施設及び警察署の留置管理業務を実地に視察・監査し、必要な指導を行うことにより、留置施設の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施時期</p> <p>令和3年6月から10月頃までの間</p> <p>3 対象</p> <p>県下12署</p> <p>4 監査官</p> <p>留置管理課長（補助官：課長補佐等）</p> <p>5 実施項目</p> <p>(1) 留置施設の管理運営に関すること (2) 被留置者の処遇に関すること</p> <p>6 実施方法</p> <p>(1) 留置施設の視察・点検 (2) 留置主任官、留置担当官等に対する応問 (3) 簿冊点検 (4) 実技訓練</p> <p>7 報告</p> <p>(1) 実地監査終了後、改善措置を含めた結果を公安委員会に報告 (2) 特異事項については、その都度報告</p>		

定例会議資料	損害賠償請求事件の判決について	令和3年4月28日 監察課
<p>1 事件名 高知地方裁判所 平成30年(ワ)第92号 損害賠償請求事件</p> <p>2 当事者 (1) 原告 A (2) 被告 国、高知県</p> <p>3 事件の概要 原告は、自己の交通違反に関する書類について、高知県個人情報保護条例に基づき情報の開示を求めたのに、被告がこれを不開示処分としたとして、精神的苦痛や損害を被ったことに対する賠償金450万円の支払い等を求めて、高知地方裁判所に提訴したものの。</p> <p>4 判決 (1) 判決日 令和3年3月30日 (2) 主文 ア 原告の訴えのうち、被告国に対し、違法な公訴提起を行ったことによって生じた損害の賠償を求める部分を却下する。 イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。 ウ 訴訟費用は原告の負担とする。</p>		

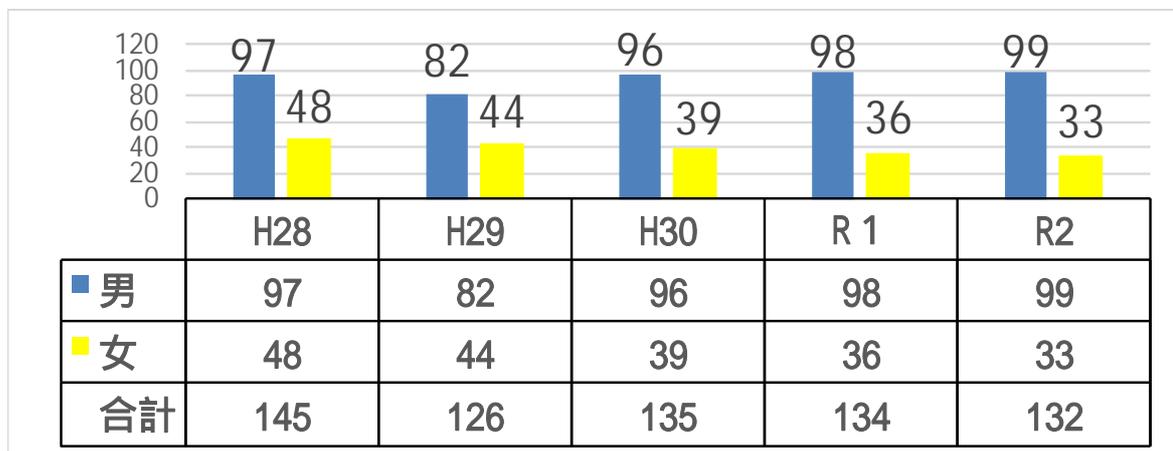
定例会議
資料

令和2年の自殺状況及び今後の対策について

令和3年4月28日
生活安全企画課

1 県内の自殺状況

(1) 過去5年間の推移(男女別)



(2) 年齢別

年齢	1~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~79	80~	不詳	合計
令和2年	6	13	13	19	17	7	15	17	25	0	132
前年比	2	2	1	1	-5	-1	6	-12	7	-3	-2

(3) 原因別(複数計上)

原因	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	合計
令和2年	23	49	19	9	2	5	9	51	167
前年比	7	-14	3	4	-3	1	6	0	4

2 今後の対策

(1) 関係機関等との情報共有と支援体制の強化

- ア 地域自殺対策に生かせる資料及び情報の収集と関係機関との情報共有
- イ 自殺企図者及び未遂者に対する支援体制の強化
- ウ いじめ・性犯罪等の被害少年支援活動の強化

(2) 自殺予防のための警察活動の強化

- ア 警察相談等の警察活動を通じた自殺企図者及び未遂者の把握
- イ 自殺を企図とした行方不明者に対する早期発見・保護
- ウ インターネット上の自殺予告事案等の把握と対策

定例会議資料	自転車安全利用促進月間について	令和3年4月28日 交通企画課
<p>1 目的 「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」を達成するために、自転車利用者に基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る。</p> <p>2 期間 令和3年5月1日(土)から5月31日(月)まで</p> <p>3 主要行事</p> <p>(1) 自転車マナーアップキャンペーン(高知・中村署) 高校生、自治体等と協働した自転車街頭指導 通行人にチラシ等を配布</p> <p>(2) 交通安全モデル校による自転車検定(安芸署) 署が指定した交通安全モデル校の井ノ口小学校と合同の自転車検定</p> <p>(3) ミニ自転車大会(須崎署) 児童クラブに所属する生徒を対象にした自転車大会</p> <p>(4) 自転車の点検整備(室戸・窪川署) 管内の自転車修理業者と協働した自転車整備活動</p> <p>(5) 高齢者に対する自転車安全教室(安芸署) 自動車学校と協働した高齢者対象の自転車安全教室</p> <p>4 自転車の指導取締り</p> <p>(1) 本部と2署合同の指導取締り(交通部、高知・高知南署)</p> <p>ア 日時 4月28日(水)午前7時30分～午前8時20分</p> <p>イ 場所 高知駅から棧橋通3丁目までの電車通り</p> <p>(2) 自転車指導取締強化週間 5月14日(金)～20日(木)</p> <p>(3) 自転車の安全利用を徹底する日 5月17日(月)</p> <p>5 自転車マナーアップ推進対策</p> <p>(1) 自転車用ヘルメットの購入補助金制度の拡充(高知南署) 交通安全協会高知南支部・高知南地区安全運転管理者協議会の協力による大人(19歳以上)に対する補助制度を開始 税込み4,000円以上のヘルメット代に対する2,000円の補助 平成30年10月から中高生に対する補助制度を開始し、翌31年度から小学生も補助制度の対象に拡大</p> <p>(2) SNS等を活用した広報啓発 県警察SNSやデジタルサイネージによる広報啓発</p>		